

細則

第1条（専門医制度施行細則の制定）

専門医制度規則の施行について、この規則を定める。

第2条（審議会事務の実施場所）

審議会の事務は、本学会事務局において行う。

第3条（審議会の構成と役割）

審議会は、統括委員会、資格審査委員会、試験委員会により構成される。審議会の委員は理事会の議を経て理事長が委嘱する。統括委員会は、審議会長を委員長とし資格審査委員長、試験委員長、及び統括委員長が指名する若干名の審議会委員によって構成される。統括委員会は専門医制度全般について審議する。資格審査委員会は事務的な資格審査ののち、受験資格および試験合格後は専門医資格を確認する。試験委員会は試験問題の作成および試験実施を担当する。いずれの委員会の提案も審議会の議を経て、理事会で決する。

第4条（委員長の任期）

審議会長、資格審査および試験委員会の委員長は理事長が委嘱する。その任期は2年とし再任を妨げない。

第5条（委員の選任）

各委員はそれぞれの委員長が審議会委員のほか、審議会外の会員の中からも若干名の委員を推薦できるが、いずれの委員も本学会理事会の議を経て、理事長が委嘱する。その任期は2年とし、再任を妨げない。

第6条（欠員の補充）

審議会の構成委員に欠員が生じたときは、当該委員の補充を行う。但し、任期は前任者の残任期間とする。

第7条（認定申請の期限）

認定申請の期限は毎年10月末日とする。

第8条（審査の終了時期）

全ての審査は、申請の翌年の3月末日までに終了することを目途とする。

第9条（資格の発効日）

承認された専門医の資格は、認定の行われた日から発効する。

審査の結果は、理事会の承認を得た上で本学会ホームページに発表する。

第10条（業績の要件）

専門医資格審査に提出する業績には喘息学会総会または研修会に2回以上の出席を含まなければならない。

第11条（診療経験）

専門医資格審査に提出する診療経験の内容及び申告方法は、**専門医制度運用内規**に定める。

第12条（受験料の納付）

専門医の認定を申請する者は、受験料とし1万円を納付しなければならない。

第13条（認定料の納付）

専門医認定証の交付を受ける者は、認定料として3万円を納付しなければならない。

第14条（細則の変更手続）

この細則の変更は、審議会の議を経て、理事会の承認を受けなければならない。

第 15 条（疑義の対応）

細則の実施に関して生じた疑義については、審議会の議による。

附則

令和 4 年 4 月 5 日制定

令和 7 年 1 月 31 日改訂